

第2章 消防用設備等設置基準

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1(以下「令別表第1」という。)に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態を判断するにあたっては、第1―2表を参考とすること。

1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

(例) 学校敷地内の体育館、倉庫などを(7)項で取り扱う場合

- (2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(第1―1表(A)欄に掲げる防火対象物。以下「令別表対象物」という。)の区分に応じ、第1―1表(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる部分(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの(※1)

- (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。(※2)

※1 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

※2 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

- (イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

① 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(I)及び(II)に該当し、かつ、第1―1表(C)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であることをいう。

(I) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便する形態を有していること。

(II) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

② 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前①(I)及び(II)に該当し、かつ、第1―1表(D)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であること。

- (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。(※3)

※3 従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等

の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。) が当該防火対象物の延べ面積の 90 パーセント以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 m²未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第 1（2）項ニ、（5）項イ又は（6）項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）。

(※4) (例)

(主用途部分) 90%以上	(独立用途部分) 300 m ² 未満
------------------	-----------------------------------

※4 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3) 令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ又はハの号ごとに決定するものであること。(※5)

※5 同一項内のイ、ロ又はハの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

2 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。(※6) (※7)

- (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²を超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計と概ね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

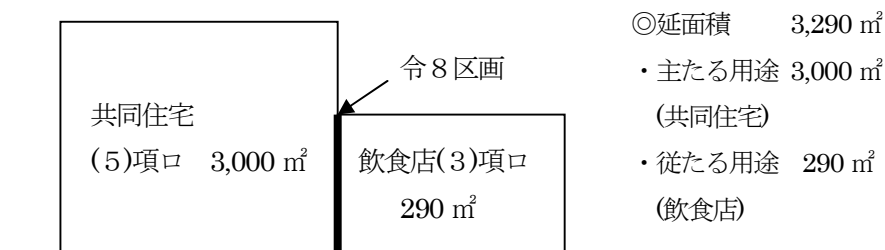
例 示		判 定
一般住宅 >	令別表対象物 (50 m ² 以下のもの)	一般住宅
一般住宅 <	令別表対象物	令別表対象物
一般住宅 >	令別表対象物 (50 m ² を超えるもの)	複合用途
一般住宅 ≒	令別表対象物	複合用途

※6 一般住宅は、前1（2）アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

※7 一般住宅と令別表対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。

- 3 令別表対象物の用途が2以上存し、かつ、一般住宅部分が混在する場合は、まず、一般住宅部分を除き令別表対象物で用途を判定し、その結果、単項となった場合は、当該単項部分と一般住宅部分とで判定する。一方、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途とすること。
- 4 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- 5 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画（以下「令8区画」という。）の有無を考慮しないものであること。

（例）



6 複合用途防火対象物の取扱い

(1) 令別表第1、(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1の(1)項、(2)項イ、ロ、ハ、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）、ニ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること。この場合、当該特定用途部分は、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10パーセント以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300 m²未満であること。

(2) 令8区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1（2）イ及び前（1）を適用するものであること。

第1-1表

※ 下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号。以下「41号通達」という。）」の別表にある項目を示す。（41号通達→P296参照）

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(1) 項イ	<u>舞台部</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>切符売場</u> 、 <u>出演者控室</u> 、 <u>大道具・小道具室</u> 、 <u>衣装部屋</u> 、 <u>練習室</u> 、舞台装置及び営繕のための作業室	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶店</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u> 、 <u>クローク</u> 、浴室	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	
(1) 項ロ	<u>集会室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>宴会場</u> 、その他上覧を準用する。	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u>	展示博物館、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項イ	<u>客席</u> 、 <u>ダンスフロアー</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>調理室</u> 、 <u>更衣室</u>	<u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u>		
(2) 項ロ	<u>遊技室</u> 、 <u>遊技機械室</u> 、 <u>作業室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>景品場</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>ダンスフロアー</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>客席</u>	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>バー</u>	サウナ室、トレーニングルーム	
(2) 項ハ	客席、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	売店、専用駐車場	託児室	
(2) 項ニ	客室、待合室、事務室、休憩室、調理室	専用駐車場		
(3) 項イ	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>ロビー</u>		
(3) 項ロ	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室、	

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(4) 項	<u>売店</u> 、 <u>荷さばき室</u> 、 <u>商品倉庫</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>展示場</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>写真室</u> 、 <u>遊技場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>集会室</u>	<u>催物場</u> （展示博物館を含む。）、 <u>貸衣装室</u> 、 <u>料理美容等の生活教室</u> 、 <u>現金自動支払機室</u> 、	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項イ	<u>宿泊室</u> 、 <u>フロント</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>配膳室</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>娯楽室</u> 、 <u>バー</u> 、 <u>ビアガーデン</u> 、 <u>両替所</u> 、 <u>旅行代理店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>喫茶室</u>	<u>宴会場</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> （連続式形態のものを含む。）、 <u>展望施設</u> 、 <u>プール</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>催物室</u> 、 <u>サウナ室</u>	
(5) 項ロ	<u>居室</u> 、 <u>寝室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>教養室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>共同炊事場</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物置</u> 、 <u>管理人室</u>	<u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>リフレッシュルーム</u>		
(6) 項イ	<u>診療室</u> 、 <u>病室</u> 、 <u>産室</u> 、 <u>手術室</u> 、 <u>検査室</u> 、 <u>薬局</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>付添人控室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>医師等当直室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>技工室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>検疫所</u> 、 <u>隔離所</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>ティールーム</u> 、 <u>現金自動支払機室</u> 、	<u>臨床研究室</u>	病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5) 項ロ又は(7) 項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項ロ・ハ	<u>居室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	<u>売店</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>専用駐車場</u>		
(6) 項ニ	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>休養室</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u>	<u>音楽教室</u> 、 <u>学習室</u>	
(7) 項	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>クラブ室</u> 、 <u>保健室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	<u>学生会館の集会室</u> 、 <u>合宿施設</u> 、 <u>学童保育室</u> 、 <u>同窓会及びPTA事務室</u>	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	<u>閲覧室</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>書庫</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>工作室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>鑑賞室</u> 、 <u>事務室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>		

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(9) 項イ	<u>脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、</u> 娯楽室、託児室		
(9) 項ロ	<u>脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室</u>	食堂、売店、 <u>専用駐車場</u> 、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	<u>乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預かり所、ロッカー室、仮眠室、救護室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、旅行案内所</u>	理容室、両替所	
(11) 項	<u>本堂、拝殿、各殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂、位牌堂</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、</u> 図書室、展示室、庫裡	<u>宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室</u> （旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項イ	<u>作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、</u> 図書室	<u>食堂、売店、専用駐車場、託児室、</u> 診療室、浴室、仮眠室	荷捌室	同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項ロ	<u>撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、</u> ラウンジ		客席、ホールで興行法の適用のあるものは、原則として（1）項に該当する。
(13) 項イ	<u>車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室</u>	<u>食堂、売店、事務室</u>	待合室	
(14) 項	<u>物品庫、荷捌室、事務室、休憩室、作業室</u> （商品保管に関する作業を行うもの）	<u>食堂、売店、専用駐車場、</u> 展示室		

(A)		(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
			(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(15) 項	事務所 金融機関 官公署 研究所	<u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u> 、ホール、物 品庫（商品倉庫を含む。）	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、喫茶室、娯楽室、トレ ーニングルーム、理容室、 <u>専用駐車場</u> <u>場</u> 、 <u>診療室</u>	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形態（固 定式いす、舞台、映写室を有する オーディトリウム形態のものを 含む。）を問わず、事業所の主目 的に使用するもので、興行場法の 適用のないものは原則として本 項の主たる用途に供するものと して扱う。なお、興行場法の適用 のあるものは、原則として（1） 項に該当する（以下、本項におい て同じ。）。 2 特定の会員組織で作られた談 合等を行うクラブは、本項に該当 する。
	新聞社	<u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u> 、ホール	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、喫茶室、談話室、ロビ ー、診療室、図書室、専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相 談室	
	児童館 老人館	<u>事務室</u> 、集会室、談話室、図書室、ホ ール	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療所</u> 、遊技室、 浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐 車場、体育室、トレーニングルーム		老人、児童の収容施設を有するも のは、本項に該当しない。
	研修所	<u>事務室</u> 、教室、体育室	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、喫茶室、談話 室、 <u>専用駐車場</u> 、図書室、浴室		研修のための宿泊室は、（5）項 ロの用途に供するものとして扱う。

(A)		(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
			(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(15) 項	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	映写室、図書室、集会室、展示博物館	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。

第1－2表

項	定 義	該当用途例	補足事項
(1) 項イ	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物と取り扱わないものであること。
(1) 項ロ	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。
(2) 項イ	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待し客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、クラブ、バー、サロン等の名称を冠しているが、その営業の実態においてキャバレー等と同視すべきものをいう。	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。 (2) カフェーの客席は16.5㎡であること。 2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(2) 項ロ	1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設、麻雀屋、囲碁・将棋屋、ゲームセンター	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンスホールの踊場は、概ね100㎡以上であること。 3 ダンス教習所は、その踊場が概ね66㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。 4 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 5 カラオケ施設とは、カラオケボックス等を設置し、営業を行う施設をいう。
(2) 項ハ	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業を営む店舗」とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、原則として「店舗型性風俗特殊営業（風営法第2条第6項に規定するもの）」及び「店舗型電話異性紹介営業（風営法第2条第9項に規定するもの）」がこれに該当するものである。 2 本項において店舗型性風俗特殊営業とは、風営法第2条第6項各号に規定するもののうち、次のアからウに掲げるものをいう。 ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第2号） イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（風営法第2条第6項第3号）	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、ヌードスタジオ、個室ビデオ、のぞき劇場、テレフォンクラブ、セリクラ（店舗形態を有するものに限る。）	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、既に令別表第1（1）項から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項として取り扱わないものであること。 2 キャバレー（令別表第1（2）項イ）、待合（令別表第1（3）項イ）等の風営法第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものは、本項には当たらない。 3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該届出は本項該当の有無を判定する要件ではなく、あくまでも営業形態で判定を行うものであること。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(2) 項ハ	ウ ア及びイに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「風営令」という。）で定めるもの（風営法第 2 条第 6 項第 6 号） 3 規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する店舗は、令別表第 1（4）項に類似するもので電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗をいう。 また、規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗のことをいう。		
(2) 項ニ	1 カラオケボックスとは、独立性の高い空間で仲間内だけでのカラオケが楽しめるようにしてある娯楽施設であり、個室を用意して営業している。 2 個室（これに類する施設を含む。）において、客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものとは、次のアからウに掲げるものが該当する。 ア 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗。 イ 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 9 項に規定する店舗型異性紹介業を営む店舗。 ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号）第 2 条第 1 号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるために衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）	カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ	1 「店舗型異性紹介業を営む店舗」とは、店舗を設けて、専ら面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望するものに対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 2 個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。 3 カラオケボックス等とは、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 4 用途の判定に際して、届出や名称のみで判断するこ

項	定 義	該当用途例	補足事項
(2) 項ニ			となく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。
(3) 項イ	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又はあつせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	
(3) 項ロ	飲食店とは、客席において客にもつぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス、レストランシアター	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（すべての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。 ※ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の営業許可を受けているかどうかを問わない。
(4) 項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、中古車販売店、リサイクルショップ、画廊販売店	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(5) 項イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、ベッド等の寝具を置いていること等から実態上宿泊が可能な施設(副次的に宿泊を目的とする施設)をいう。	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、レンタルルーム(宿泊施設を有するもの)	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 3 その他これらに類するものに該当するか否かの判定に当たっては、次の条件等を勘案する必要がある (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24 時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 4 令別表第 1(6)項イ、同項ロ、(9)項イ及び(11)項は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、本項が対象とする不特定多数の者が利用する施設とは性格が異なることから、原則として本項の防火対象物としては取り扱わないものとする。ただし、上記 3 の各条件を満たすなど、本項として取り扱うこともあること。
(5) 項ロ	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が、従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1 ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる 2 以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所	1 共同住宅とは、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないものであること。

項		定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項イ	全体	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。 2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者 19 人以下の収容施設を有するものをいう。 3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は 9 人以下の収容施設を有するものをいう。	医院、クリニック	1 「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するもの」として総務省令定めるもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。 (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が 26 床以下のときには 2、26 床を超えるときには 2 に 13 床までを増すごとに 1 を加えた数を常時下回らない体制 (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が 60 床以下のときは 2、60 床を超えるときは 2 に 60 床までを増すごとに 2 を加えた数を常時下回らない体制 2 「特定診療科名」とは、内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。 3 「総務省令で定める診療科名」とは次に掲げるもの以外のものをいう。 (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科 (2) 前(1)に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 2 の第 1 項第 1 号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称 (3) 歯科 (4) 歯科と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 2 号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称 4 医療法第 7 条、精神病床、感染病床及び結核病床のみの場合は、「避難のために患者の介助が必要な病院」には該当しない。
	(1)	次のいずれにも該当する病院（火災発生時延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） 1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。以下同じ。）を有すること。 2 医療法第 7 条に規定する療養病床又は一般病床を有すること。		
	(2)	次のいずれにも該当する診療所 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。		
	(3)	1 病院（(1)に掲げるものを除く。） 2 有床診療所（(2)に掲げるものを除く。） 3 有床助産所		
	(4)	1 無床診療所 2 無床助産所		

項		定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項イ	(4)			5 保健所とは、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。 6 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
(6) 項ロ	(1)	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の3)		
		2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の4)		
		3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者等を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の5)		
		4 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(前1～3及び次の5、6までに定める施設を除く。)をいう。(老人福祉法第20条の6)		1 「避難が困難な要介護者」については、規則第5条第5項に規定する区分に該当する者(要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1項に定める要介護状態区分が3以上の者)をいう。 2 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、避難が困難な要介護者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。

項		定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ロ	(1)			なお、入居の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。 (平成26年3月14日付け消防予第81号3参照)
		5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な介護等の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居等でないものをいう。（老人福祉法第29条第1項）		1 老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。（老人福祉法第5条の3） 2 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、軽費老人ホームと同様の取り扱い。 ※ サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等については平成26年3月14日付け消防予第81号3（5）による。
		6 介護老人保健施設とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項）		厚生労働省令で定めるものとは、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者を言う。（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第20条）
		7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者等を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。		厚生労働省令で定める施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設であつて、老人福祉法第5条の2第4項に規定する短期間の入所による養護を適切に行うことができる施設をいう。（老人福祉法施行規則（昭和38年厚生労働省令第28号）第1条の4）

項		定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ロ	(1)	8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。		1 厚生労働省令で定めるサービス拠点は、機能訓練及び2に定める便宜を適切に供与することができるサービスの拠点とする。（老人福祉法施行規則第1条の5） 2 厚生労働省令で定める便宜とは、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者に必要な便宜とする。（老人福祉法施行規則第1条の6） 3 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次のア又はイの条件に該当することを判断の目安とすること。 ア 実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。 イ 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。 なお、宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。 （平成26年3月14日付け消防予第81号3参照）
		9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて、認知症であるために、日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介	認知症高齢者グループホーム	

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ロ	(1) 護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。		
	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次に掲げるものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。) (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)	お泊りデイサービス 複合型サービス	「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、平成26年3月14日付け消防予第81号3を参照し判断すること。
	(2) 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項)		
	(3) 乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条)		
	(4) 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、支援を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第42条) (1) 福祉型障害児入所施設(保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与)		

項		定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ロ	(4)	(2) 医療型障害児入所施設（保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療）		
	(5)	1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項）		1 「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 2 「施設入所支援以外の施設障害福祉サービス」とは、自立訓練及び就労移行支援をいう。（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第1条の2） 3 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」規則第5条第5項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者）が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害支援区分認定を受けていない者にあつては、障害支援区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。 （平成26年3月14日付け消防予第81号5参照）
		2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。		1 厚生労働省令で定める便宜とは、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活の支援をいう。（障害者自立支援法施行規則第6条の4） 2 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」については障害者支援施設と同様の取り扱い。
		3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに	障害者グループホーム	1 厚生労働省令で定める便宜とは、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活

項		定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ロ	(5)	限る。)とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを行う。		等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活の支援を行う。(障害者自立支援法施行規則第6条の4) 2 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」については障害者支援施設と同様の取り扱い。
(6) 項ハ	(1)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な便宜を供与することを目的とする施設を行う。(老人福祉法第20条の2の2)		
		2 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設を行う。(老人福祉法第20条の7)		
		3 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活介護支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人		厚生労働省令で定める援助とは、訪問等の方法による主として居宅において介護を受ける老人(以下この条において「介護を受ける老人」という。)にかかる状況の把握、介護を受ける老人又は介護を受ける老人を現に養護する者(以下この条において「養護者」という。)と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ	(1) の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7の2)		医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又は養護者に必要な援助をいう。(老人福祉法施行規則第7条)
	4 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他政令で定める者（その者を現に養護するものを含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行う施設をいう。		1 厚生労働省令で定める施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項第3号に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。（老人福祉法施行規則第1条の2） 2 厚生労働省令で定める便宜とは、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な便宜とする。（老人福祉法施行規則第1条の3）
	5 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。((6)項イ及び(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)		避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものの判断方法については、(6)項ロ(1)に同じ。
	6 軽費老人ホーム、有料老人ホーム及び老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能居宅介護事業を行う施設の定義については、(6)項ロ(1)に同じ。		避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものの判断方法については、(6)項ロ(1)に同じ。
	(2) 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法第38条第3項)		

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ	(3)	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。(児童福祉法第36条)	
		2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第39条)	
		3 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、法律の定めるところにより設置される施設をいう。(就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項)	
		4 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第41条)	
		5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(児童福祉法第44条)	

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ	(3) 6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに应じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。(児童福祉法第44条の2)		厚生労働省令で定める援助とは、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助をいう。(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号)第38条の2)
	7 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。		
	8 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、家庭において必要な保育を受けることが一時的に困難である乳児又は幼児のものについて、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅その他の場所において、業として家庭保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。		
	9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設とする。((6)項ロに掲げるものを除く。)		
	(4) 1 児童発達支援センターとは、次に掲げる区分に応じ障害児を日々保護者の下から通わせて、支援を提供することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第43条) (1) 福祉型児童発達支援センター(日常生活における基本		

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ	(4) 的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。 (2) 医療型児童発達支援センター（日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療）		
	2 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第43条の2）		
	3 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		1 厚生労働省令で定める施設とは、児童発達支援センターその他の2に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。（児童福祉法施行規則第1条） 2 厚生労働省令で定める便宜とは、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする（児童福祉法施行規則第1条の2）
	4 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他便宜を供与する施設をいう。		厚生労働省令で定める施設とは、児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。（児童福祉法施行規則第1条の2）
	(5) 1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。（身体障害者福祉法第31条）		

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ	(5) 2 地域活動支援センターとは、障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者自立支援法第5条第26項)		厚生労働省令で定める便宜とは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。(障害者自立支援法施行規則第6条の21)
	3 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。(障害者自立支援法第5条第27項)		
	4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	障害者ケアホーム	1 厚生労働省令で定める者とは、2の施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要する者をいう。(障害者自立支援法施行規則第2条の4) 2 厚生労働省で定める施設とは、障害者支援施設その他3に定める便宜を適切に供与することができる施設をいう。(障害者自立支援法施行規則第2条の5) 3 厚生労働省で定める便宜とは、入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。(障害者自立支援法施行規則第2条の6)
	5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		1 厚生労働省令で定める期間とは、次に掲げる区分に応じる期間をいう。(障害者自立支援法施行規則第6条の6) (1) 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(機能訓練) 1年6か月間(髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては3年間)

項		定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ	(5)			(2) 自立訓練のうち生活能力向上に係るもの（生活訓練）2年間（長期間入院していたその他のこれに類する事由のある障害者にあつては3年間） 2 厚生労働省令で定める便宜とは、次の区分に応じる便宜をいう（障害者自立支援法施行規則第6条の7） (1) 機能訓練 身体障害者（障害児を除く）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援。 (2) 生活訓練 知的障害者（障害児を除く）又は精神障害者（障害児を除く）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援。
		6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		1 厚生労働省令で定める期間とは、2年間。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として2に掲げる便宜を供与する場合にあつては、3年又は5年とする。（障害者自立支援法施行規則第6条の8） 2 厚生労働省令で定める便宜とは、就労を希望する65歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援をいう。（障害者自立支援法施行規則第6

項		定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ	(5)	7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		条の9) 厚生労働省令で定める便宜とは、次に掲げる区分に応じた便宜とする。 1 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。 2 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。
		8 障害者支援施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所並びには同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設の定義については、(6) 項ロ(5)に同じ。		避難が困難な障害者等を主として入所させるものの判断方法については、(6) 項ロ(5)に同じ。
	(6) 項ニ	1 幼稚園とは、義務教育及びその後の教育を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とするものをいう。(学校教育法第22条)		幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。
		2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう（学校教育法第72条）		

項	定 義	該当用途例	補足事項
(7) 項	1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第 29 条) 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。(同法第 45 条) 3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。(同法第 50 条) 4 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。(同法第 63 条) 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。(同法第 115 条) 6 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。(同法第 83 条) 7 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。(同法第 124 条) 8 各種学校とは、前 1 から 7 までに掲げる学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。(同法第 134 条) 9 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。(昭和 48 年 10 月 23 日付け消防安第 42 号)	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、建設大学校	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が 1 年以上であり、教育を受けるものが 40 名以上であり、校舎面積が 130㎡以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が 1 年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては 3 ヶ月以上 1 年未満）であり、校舎面積が 110㎡以上とされている。 3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館、研究施設等は学校に含まれる。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(8) 項	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法で定める図書館以外のもので、図書館、博物館と同等のものをいう。	郷土館、記念館、科学館	図書館法（昭和 25 年法律第 118 号） 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）
(9) 項イ	公衆浴場（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条に定める温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設）のうち、次に掲げるものをいう。 1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低温の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であつて、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂漠、潮湯、温湯、温泉	
(10) 項	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナル等の建築物をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	渡船場、バスターミナル、空港ターミナル、外航ターミナル、鉄道ターミナル、埠頭ターミナル	

項	定 義	該当用途例	補足事項
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
(12) 項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、		
(12) 項イ	その機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。		
(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを造り、映像フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
(13) 項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運航中以外の場合にもっぱら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項	その他の事業所とは、(1) 項から (14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であると非営利的事業であるとを問わず、事業活動のもっぱら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(15) 項		保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取次店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティセンター（（1）項ロに該当しないもの）、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧場のないもの）、ミニゴルフ場、車検場、貸衣装屋、コインランドリー	4 飲食・宿泊等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。 6 ごみ処理場、汚水処理場（民間施設を含む。）は、本項に該当する。7 自転車を収納する駐輪場は、本項に該当する。
(16) 項イ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含むものをいう。		
(16) 項ロ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含まないものをいう。		
(16の2）項	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から、歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は

項	定 義	該当用途例	補足事項
(16 の 2) 項			煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。
(16 の 3) 項	建築物の地階（(16 の 2) 項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1) 項から（4）項まで、（5）項イ、（6）		準地下街の範囲は、次のとおりとする。 （1）地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10 m（10 m 未
(16 の 3) 項	建築物の地階（(16 の 2) 項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1) 項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）		満の場合は当該距離）以内の部分とすること。 （2）建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20 m を超える場合は、当該建築物の地階等は、含まれないものであること。 （3）建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 （4）準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 （5）地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（2 段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づくもの及び同法第182条第2項に基づく地方公共団体の定める文化財保護条例によって指定された建造物をいう。 (参考) 長崎県文化財保護条例		1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形(無形省略)の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。(文化財保護法第2条第1項、第27条第1項) 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。(同法第27条第2項) 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもの(民俗文化財)で有形のものうち特に重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。(同法第2条第3項、第78条) 4 記念物とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。(同法第2条第4項) 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。		1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
(19) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
(20) 項	法第2条第6項に規定する舟車のうち、次の各号に掲げる舟及び車両とする。 1 総トン数5トン以上の舟で、推進機関を有するもの 2 鉄道営業法（明治33年法律第66号）、軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の規定により消火器具を設置することとされる車両		1 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 （1）災害発生時にのみ使用する救護用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの （2）係船中の船舶 （3）告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶 2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年4月1日から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）） 3 鉄道営業法に基づく鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(20) 項			5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 40 条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。 7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 （1）火薬類（火薬にあつては 5kg、猟銃雷管にあつては 2000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 500 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） （2）消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） （3）道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） （4）150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） （5）前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 （6）放射性物質等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同条第 9 号に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第 30 条の規定により運送する場合に使用する自動車

項	定 義	該当用途例	補足事項
(20) 項			(7) 乗車定員 11 人以上の自動車 (8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車